

第78号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月24日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

第3条を削る。

第4条第6項中「規定する」の右に「教育ICT化推進室長または同項第5号に規定する」を加え、同条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第2第1号の表に次のように加える。

12 博物館法 （昭和26年 法律第285 号）の施行 に関する事 務	1 博物館登録要件の審査（第12条）	○				
	2 博物館登録事項等の変更（第13条第2項）	○				
	3 博物館登録の取消し（第14条第1項）	○				
	4 私立博物館への報告の要求（第27条第1項）			○		
	5 私立博物館への指導または			○		

助言（第27条第2項）					
6 博物館相当施設の指定（第29条）		○			
7 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の施行に関すること。					
(1) 学芸員の無試験認定の受験資格の推薦（第9条第3項）			○		
(2) 博物館相当施設指定の取消し（第24条）		○			

別表第2第7号の表2の部1の項中「滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号。以下「宿泊研修所条例」という。）第3条第3項、」を削り、同部2の項中「宿泊研修所条例第4条第1項、」を削り、同部3の項中「宿泊研修所条例第6条、」を削り、同部4の項中「宿泊研修所条例第7条、」を削り、同部5の項中「滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則（昭和47年滋賀県教育委員会規則第4号）第2条、」を削り、別表第2第9号および第10号を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和 2 年度の組織改編に伴い、教育総務課に「教育 ICT 化推進室」を設置することにより必要な改正を行うもの。
- ・文化財保護課を知事部局で所管することになったため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- ・文化財保護課個別専決事項（博物館法の施行に関する事務は教育総務課個別専決事項へ）と滋賀県埋蔵文化財センター個別専決事項の削除（専決規程 別表第 2 関係）

3 施行日

- ・令和 2 年 4 月 1 日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第2条の規定により教育長に委任されている事務に係る教育委員会事務局（以下「事務局」という。）および学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の職員による専決に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長および専決する権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思を決定することをいう。</p> <p>(2) 専決 教育長に代わって常時、決裁することをいう。</p> <p><u>(適用)</u></p> <p>第3条 <u>この規程において、滋賀県埋蔵文化財センター設置規則（昭和55年滋賀県教育委員会規則第6号）第1条に規定する滋賀県埋蔵文化財センターは事務局の課と、滋賀県埋蔵文化財センター設置規則第3条第1項に規定する所長は事務局の課長とみなす。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第2条の規定により教育長に委任されている事務に係る教育委員会事務局（以下「事務局」という。）および学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の職員による専決に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長および専決する権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思を決定することをいう。</p> <p>(2) 専決 教育長に代わって常時、決裁することをいう。</p> <p>(削除)</p>

(一部改正〔平成25年教委訓令1号・26年2号・28年3号〕)

(事務局における専決)

第4条 教育次長、事務局の課長および係の長の職にある者（以下「係長」という。）は、その主管する事務に係る別表第1事項の欄および別表第2事項の欄に掲げる事項をそれぞれこれらの表の専決する者の欄に示すところにより専決するものとする。

2 教育次長が2人以上置かれる場合における前項の規定による教育次長の専決については、あらかじめ教育長が定める教育次長の主管する事務の区分に基づき、当該事務を担当する教育次長がこれを行う。

3 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号。以下「職の設置規則」という。）第2条第2項に規定する事務局の理事（以下「理事」という。）が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「教育次長」とあるのは「理事、教育次長」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務（理事にあっては、あらかじめ教育長の承認した事項）」と読み替えるものとする。

4 職の設置規則第2条第2項に規定する事務局の管理監（以下「管理監」という。）が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「教育次長」とあるのは「教育次長、管理監」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務（管理監にあっては、あらかじめ教育長の承認した事項）」と読み替えるものとする。

5 職の設置規則第2条第1項に規定する主席参事（以下「主席参事」

(一部改正〔平成25年教委訓令1号・26年2号・28年3号〕)

(事務局における専決)

第3条 教育次長、事務局の課長および係の長の職にある者（以下「係長」という。）は、その主管する事務に係る別表第1事項の欄および別表第2事項の欄に掲げる事項をそれぞれこれらの表の専決する者の欄に示すところにより専決するものとする。

2 教育次長が2人以上置かれる場合における前項の規定による教育次長の専決については、あらかじめ教育長が定める教育次長の主管する事務の区分に基づき、当該事務を担当する教育次長がこれを行う。

3 滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号。以下「職の設置規則」という。）第2条第2項に規定する事務局の理事（以下「理事」という。）が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「教育次長」とあるのは「理事、教育次長」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務（理事にあっては、あらかじめ教育長の承認した事項）」と読み替えるものとする。

4 職の設置規則第2条第2項に規定する事務局の管理監（以下「管理監」という。）が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「教育次長」とあるのは「教育次長、管理監」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務（管理監にあっては、あらかじめ教育長の承認した事項）」と読み替えるものとする。

5 職の設置規則第2条第1項に規定する主席参事（以下「主席参事」

という。)が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「課長、主席参事」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務(主席参事にあつては、課長の事務のうち、あらかじめ教育長の承認した事項)」と読み替えるものとする。

6 職の設置規則第2条第1項第4号に規定する健康福利室長(以下「室長」という。)に係る第1項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「課長、室長」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務(室長にあつては、課長の事務のうち、あらかじめ教育長の承認した事項)」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定により係長の専決事項とされる事項のうち、別表第1に別に定めるものは、総括補佐が置かれる場合には、総括補佐が専決する。

8 前項の規定の適用がある場合を除くほか、第1項の規定により係長の専決事項とされる事項は、係が置かれない場合には、あらかじめ教育長の指定する職員が専決する。

(一部改正〔平成25年教委訓令7号・27年3号〕)

(教育機関における専決)

第5条 教育機関の長(以下「所長等」という。)、副館長および次長(以下「次長等」という。)ならびに係長は、その主管する事務に係る別表第3事項の欄に掲げる事項をそれぞれ同表専決する者の欄に示すところにより専決するものとする。

という。)が置かれる場合の第1項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「課長、主席参事」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務(主席参事にあつては、課長の事務のうち、あらかじめ教育長の承認した事項)」と読み替えるものとする。

6 職の設置規則第2条第1項第4号に規定する教育ICT化推進室長または同項第5号に規定する健康福利室長(以下「室長」という。)に係る第1項の規定の適用については、同項中「課長」とあるのは「課長、室長」と、「その主管する事務」とあるのは「その主管する事務(室長にあつては、課長の事務のうち、あらかじめ教育長の承認した事項)」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定により係長の専決事項とされる事項のうち、別表第1に別に定めるものは、総括補佐が置かれる場合には、総括補佐が専決する。

8 前項の規定の適用がある場合を除くほか、第1項の規定により係長の専決事項とされる事項は、係が置かれない場合には、あらかじめ教育長の指定する職員が専決する。

(一部改正〔平成25年教委訓令7号・27年3号〕)

(教育機関における専決)

第4条 教育機関の長(以下「所長等」という。)、副館長および次長(以下「次長等」という。)ならびに係長は、その主管する事務に係る別表第3事項の欄に掲げる事項をそれぞれ同表専決する者の欄に示すところにより専決するものとする。

2 前項の規定により次長等の専決事項とされる事項は、次長等が置かれない場合には、所長等が専決する。

3 第1項の規定により係長の専決事項とされる事項は、係長が置かれない場合には、次長等（課長が置かれる場合には、課長）が専決する。

4 滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例（昭和58年滋賀県条例第29号）第4条第2号に規定する承認については、所長が専決するものとする。

（一部改正〔平成22年教委訓令4号・28年3号〕）

（個別専決事項の優先）

第6条 同一の事項について別表第1に定める専決する者と別表第2に定める専決する者が異なる場合においては、別表第2に定めるところによるものとする。

（類推による専決）

第7条 この規程に定める専決事項以外の事項についても、別表第1から別表第3までに掲げる専決事項から類推して専決することが適当であると認められる事項については、専決することができる。

（専決の制限）

第8条 第4条から前条までの規定にかかわらず、処理しようとする事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長または上位の専決する者（以下「上司」という。）の決裁を受けなければならない。

(1) 異例に属し、または先例になると認められるもの

2 前項の規定により次長等の専決事項とされる事項は、次長等が置かれない場合には、所長等が専決する。

3 第1項の規定により係長の専決事項とされる事項は、係長が置かれない場合には、次長等（課長が置かれる場合には、課長）が専決する。

4 滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例（昭和58年滋賀県条例第29号）第4条第2号に規定する承認については、所長が専決するものとする。

（一部改正〔平成22年教委訓令4号・28年3号〕）

（個別専決事項の優先）

第5条 同一の事項について別表第1に定める専決する者と別表第2に定める専決する者が異なる場合においては、別表第2に定めるところによるものとする。

（類推による専決）

第6条 この規程に定める専決事項以外の事項についても、別表第1から別表第3までに掲げる専決事項から類推して専決することが適当であると認められる事項については、専決することができる。

（専決の制限）

第7条 第3条から前条までの規定にかかわらず、処理しようとする事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、教育長または上位の専決する者（以下「上司」という。）の決裁を受けなければならない。

(1) 異例に属し、または先例になると認められるもの

- (2) 疑義または紛議があるもの
- (3) 重大な紛争を生ずるおそれがあるもの
- (4) あらかじめその処理について上司が特に指示した事項に係るもの
- (5) その他上司の指揮を受ける必要があると認められるもの

(専決の報告)

第9条 この規程により専決したもののうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(合議)

第10条 合議は、別表第1事項の欄および別表第2事項の欄に掲げる事項をそれぞれこれらの表の合議先の欄に示すところにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専決しようとする事項が他の課等の長と特に意見の調整を要すると認められるときは、当該課等の長に合議しなければならない。

(専決等の特例)

第11条 臨時または特別の事務でこの規程に定める専決の区分および手続により処理することが適当でないものの処理については、教育長が別に定める。

付則 省略

別表第1 省略

- (2) 疑義または紛議があるもの
- (3) 重大な紛争を生ずるおそれがあるもの
- (4) あらかじめその処理について上司が特に指示した事項に係るもの
- (5) その他上司の指揮を受ける必要があると認められるもの

(専決の報告)

第8条 この規程により専決したもののうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(合議)

第9条 合議は、別表第1事項の欄および別表第2事項の欄に掲げる事項をそれぞれこれらの表の合議先の欄に示すところにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専決しようとする事項が他の課等の長と特に意見の調整を要すると認められるときは、当該課等の長に合議しなければならない。

(専決等の特例)

第10条 臨時または特別の事務でこの規程に定める専決の区分および手続により処理することが適当でないものの処理については、教育長が別に定める。

付則 省略

別表第1 省略

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
(省略)							
11 教育 行政の 企画に 関する 事務	1 政策提案（教育委員会の所掌する事項に係るものに限る。）の決定		○				
(新設)							

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

事務の種類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長	
(省略)							
11 教育 行政の 企画に 関する 事務	1 政策提案（教育委員会の所掌する事項に係るものに限る。）の決定		○				
12 博物 館法（昭 和26年 法律第2 85号）の 施行に	1 博物館登録要件の 審査（第12条）		○				
	2 博物館登録事項等 の変更（第13条第2 項）		○				
	3 博物館登録の取消		○				

事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	
1 社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事務	1 社会教育主事の資格の認定（第9条の4第4項）				○		
	2 学校施設利用の許可（第45条）		○				
	3 2のうち軽易なもの				○		
	4 国または地方公共団体の学校施設の利用の協議（第46条）				○		
	5 4のうち重要なもの				○		
	6 社会教育の講座の開設を求めること。					○	

事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育次長	課長	係長	
1 社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事務	1 社会教育主事の資格の認定（第9条の4第4項）				○		
	2 学校施設利用の許可（第45条）		○				
	3 2のうち軽易なもの				○		
	4 国または地方公共団体の学校施設の利用の協議（第46条）				○		
	5 4のうち重要なもの				○		
	6 社会教育の講座の開設を求めること。					○	

7年滋賀県教育委員会規則第4号) 第2条、滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館の管理に関する規則 (平成28年滋賀県教育委員会規則第7号) 第2条)						
--	--	--	--	--	--	--

滋賀県立長浜ドーム宿泊研修館の管理に関する規則 (平成28年滋賀県教育委員会規則第7号) 第2条)						
---	--	--	--	--	--	--

(8) 省略

(8) 省略

(9) 文化財保護課個別専決事項

(削除)

事務の種類	事項	合議先	専決できない事項	専決する者			摘要
				教育長	課長	係長	
1 文化財保護法 (昭和25年法律	1 重要文化財等の保存管理の同意 (第32条の2第2項、第60条第4項)			○			

第214号)の施行に関する事務	2	有形文化財等の登録に係る意見(第57条第2項、第90条第2項、第132条第2項)				○	
	3	登録有形文化財等の管理団体の指定に係る申出および意見(第60条第3項、第90条第3項)		○			
	4	埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘の施行(第99条第1項)				○	
	5	埋蔵文化財を発見した際の所有者への返還または警察署長への通知(第100条第2項)				○	
	6	埋蔵物の鑑査(第102条)				○	
	7	埋蔵文化財の返還請求による引渡し				○	

<u>(第103条)</u>						
8	<u>出土遺物に対する 報償金の支給およ びその額の決定(第 105条)</u>		<u>○</u>			
9	<u>史跡名勝天然記念 物の仮指定および その解除(第110条、 第112条第1項)</u>		<u>○</u>			
10	<u>史跡名勝天然記 念物等の保存管理 および復旧の同意 (第113条第2項、 第133条)</u>		<u>○</u>			
11	<u>伝統的建造物群 保存地区の指導ま たは助言(第143条 第5項)</u>				<u>○</u>	
12	<u>国庫補助金を交 付する文化財等の 管理または修理に 対する指揮監督(第 184条第1項第1号)</u>				<u>○</u>	

<p>13 <u>重要文化財の現 状変更等の許可お よびその取消しな らびにその停止命 令（第184条第1項 第2号）</u></p>			○	
<p>14 <u>所有者等による 重要文化財および 重要有形民俗文化 財の公開の停止命 令（第184条第1項 第3号）</u></p>			○	
<p>15 <u>所有者等以外の 者による重要文化 財の公開の許可お よびその取消しな らびに公開の停止 命令（第184条第1 項第4号）</u></p>			○	
<p>16 <u>重要文化財等の 保存のための調査 または調査のため に必要な措置の施</u></p>			○	

行（第184条第1項第5号）					
17 埋蔵文化財に関する指示および命令、協議、勧告ならびに意見の聴取（第184条第1項第6号）			○		
18 出品された重要文化財等の管理責任者の指定（第185条第2項）			○		
19 国から委託を受けた国宝等の修理等（第186条第2項）			○		
20 重要文化財等の管理等の受託または技術的指導（第187条第1項）			○		
21 法の規定する書類および物件の文部科学大臣または文化庁長官への送付に際して付する			○		

		意見（第188条第2項）					
		22 文部科学大臣または文化庁長官に対する意見の具申（第189条）			○		
2 滋賀県	1	県指定有形文化財等の管理団体の指定および指定の解除（第7条第1項、第8条第1項、第32条、第40条）		○			
文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）の施行に関する事務	2	県指定有形文化財等の管理または修理の補助に係る指示（第12条第2項、第32条、第40条）			○		
	3	県指定有形文化財等の管理および修理に関する勧告（第14条、第32条、第40条）			○		
	4	県指定有形文化財			○		

<u>等の現状変更等の許可および許可に係る指示ならびに停止または許可の取消し（第17条、第39条）</u>					
<u>5 県指定有形文化財等の修理の届出に係る技術的指導および助言（第18条第2項、第32条）</u>			○		
<u>6 県指定有形文化財等の出品および公開の勧告、管理責任者の指定ならびに公開に係る指示または指揮監督（第19条、第32条）</u>			○		
<u>7 県指定有形文化財等の現状または管理もしくは修理状況の報告の徴収（第21条、第32条）</u>			○		

8	県指定無形文化財等の保存に係る措置（第26条第1項、第33条）			○	
9	県指定無形文化財等の記録の公開の勧告および指示または指揮監督ならびに公開の補助に係る指示（第27条、第33条の2）			○	
10	県指定無形文化財等の保存に関する助言または勧告（第28条、第33条の3）			○	
11	県指定有形民俗文化財の現状変更等に関する指示（第31条第2項）			○	
12	県指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の保存			○	

		または公開等の補助に係る指示（第33条の4第3項）					
		13 県選定保存技術の保存または養成等の補助に係る指示（第40条の8第2項）			○		
		14 県選定保存技術の保存に関する指導または助言（第40条の9）			○		
3	滋賀県	1 出土文化財の保有の決定（第2条第1項）		○			
	出土文化財管理規則（平成12年滋賀県教育委員会規則第20号）の施行に	2 出土文化財の譲与の決定（第3条第1項）		○			
		3 出土文化財の貸付の決定（第5条第1項）			○		
		4 3のうち重要なもの		○			

関する 事務						
4 銃砲刀 剣類所 持等取	1 美術的銃砲刀剣類 の登録（第14条第1 項）				○	
締法（昭 和33年 法律第6 号）の施 行に関 する事 務	2 美術刀剣類の製作 の承認（第18条の2 第1項）				○	
5 滋賀県 立安土 城考古 博物館 の設置 および 管理に 関する 条例（平 成4年滋 賀県条	1 開館時間または休 館日の変更もしくは は臨時休館日の設 定（第3条第3項）				○	
	2 撮影等の許可（第4 条第1項）				○	
	3 撮影等の許可の取 消しまたは撮影等 の制限もしくは撮 影等の停止の命令 （第5条）				○	

<p>例第23号)の施行に関する事務</p>	6	博物館	1	博物館登録要件の審査(第12条)		○				
		26年法律第285号)の施行に関する事務	2	博物館登録事項等の変更(第13条第2項)		○				
			3	博物館登録の取消し(第14条第1項)		○				
			4	私立博物館への報告の要求(第27条第1項)				○		
			5	私立博物館への指導または助言(第27条第2項)				○		
			6	博物館相当施設の指定(第29条)		○				
			7	博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)の施行に						

		<u>関すること。</u>					
		(1) <u>学芸員の無試験認定の受験資格の推薦（第9条第3項）</u>			○		
		(2) <u>博物館相当施設指定の取消し（第24条）</u>	○				
7 歴史系	1	<u>重要な整備の方針</u>	○				
<u>の県立</u>		<u>に関すること。</u>					
<u>博物館</u>	2	<u>その他整備に関する</u>			○		
<u>の整備</u>		<u>ること。</u>					
<u>に関する</u>							
<u>事務</u>							

(10) 滋賀県埋蔵文化財センター個別専決事項

(削除)

事務の種類	事項	合議先	専決できない事	専決する者			摘要
				教育課長	係長	係長	

			項			
1 埋蔵文化財に関する事務	1 埋蔵文化財の保存および活用			○		
	2 埋蔵文化財の調査および研究			○		
	3 埋蔵文化財の遺物および資料の収集および整理ならびに収蔵および保管			○		
	4 埋蔵文化財の知識の普及および啓発			○		
	5 滋賀県埋蔵文化財センターの保有する出土文化財に係る滋賀県出土文化財管理規則の施行に関すること。			○		

別表第3 省略

別表第3 省略